

「地方高速ツアーバス安全対策会議」の設置について

各地方ブロック毎に地方運輸局が事務局となって「〇〇地方高速ツアーバス安全対策会議」を設置。

構成員

以下の者から構成する。

- ① 地方運輸局（主宰者）
- ② 都道府県の旅行業担当課
- ③ 高速ツアーバスを企画実施する旅行者
- ④ 高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者
- ⑤ その他地方運輸局長が適当と認める者

主な活動内容

- ① 高速ツアーバスの安全対策の周知徹底と確実な実施の確保
- ② 高速ツアーバスから新たな高速乗合バスへの円滑な移行のための支援 等